

○大蔵省告示第三百二十一号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百四条第六号の規定に基づき、損害保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件（平成十二年七月大蔵省告示第二百五号）の一部を次のよう改正し、平成十二年分以後の所得税について適用する。

平成十二年十一月二十四日

大蔵大臣

宮澤 喜一

本文中「全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合又は全日本自治体労働者共済生活協同組合」を「次に掲げる法人」に改め、同文に次の各号を加える。

- 一一 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
- 一二 全日本自治体労働者共済生活協同組合
- 一三 電気通信産業労働者共済生活協同組合